

# 大和市新しい公共を支える市民活動補償制度実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年条例第20号）の理念に基づき、市民が安心して継続的、計画的又は一時的に市民活動に参加し従事できるよう、市民活動中に偶然に発生した事故について補償することにより、市民活動を推進し多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民及び市民団体が行う自主的な地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動、学校教育活動等で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は一時的に行われる公益性のある非営利な直接活動をいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。
- (2) 市民団体 市民により自主的に構成された非営利活動団体等の団体で、市内に活動の拠点を置き、市民活動を継続的に行う団体をいう。
- (3) 指導者 市民団体又は市主催事業において、活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者で、無報酬（ヤマトン健康ポイントの付与や実費弁償程度を含む。）で参加又は協力する者をいう。
- (4) 市主催事業 市が主催又は共催する事業のうち市民活動に類する事業で、参加者が無報酬（ヤマトン健康ポイントの付与や実費弁償程度を含む。）で参加又は協力する事業をいう。
- (5) 参加者 市民活動又は市主催事業に主体的に参加する市民等をいう。ただし、当該事業の観覧者及び応援者等は除く。
- (6) 市民活動のスタッフ 市民活動又は市主催事業の実施に伴って、市民団体の構成員又は指導者の補助員などその運営に従事する者で、無報酬（ヤマトン健康ポイントの付与や実費弁償程度を含む。）で参加又は協力する者をいう。

## (保険契約)

第3条 市は、大和市新しい公共を支える市民活動補償制度（以下「補償制度」という。）を保全するための手段として、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

## (補償対象者の範囲)

第4条 補償制度で補償が受けられる者（以下「補償対象者」という。）の範囲は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故の補償対象者 市民活動においては市民団体、指導者及び市民活動のスタッフとし、市主催事業においては市、市民団体、指導者及び市民活動のスタッフとする。
- (2) 傷害事故の補償対象者 市民活動においては指導者及び市民活動のスタッフとし、市主催事業においては指導者、市民活動のスタッフ及び参加者とする。
- (3) 特定疾病の補償対象者 市民活動においては指導者及び市民活動のスタッフとし、市主催事業においては指導者、市民活動のスタッフ及び参加者とする。

## (対象事故)

第5条 補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 賠償責任事故の補償対象者がその過失により市民活動中又は市主催事業実施中にいて参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 傷害事故の補償対象者が市民活動中又は市主催事業実施中に発生した急激かつ偶然な外来

の事故により、死亡し、又は負傷する事故をいう。

(3) 特定疾病 特定疾病的補償対象者が市民活動中又は市主催事業実施中において市民活動又は市主催事業に起因して発症した疾病で、次の各号に定めるものをいう。

ア 熱中症（熱射病、日射病）

イ 病原性大腸菌O-157等の細菌性食中毒

2 前項第2号に規定する市民活動中又は市主催事業実施中には、市民活動又は市主催事業に従事又は参加するための所定の場所と住居との通常の経路における往復中も含まれるものとする。

#### （適用除外）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については補償制度の対象としない。

##### （1）賠償責任事故

ア 賠償責任事故の補償対象者の故意による事故

イ 戦争、テロを含む変乱、暴動、労働争議、政治的社会的騒じょうによる事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故

エ 賠償責任事故の補償対象者と世帯を同じくする親族に対する事故

オ 賠償責任事故の補償対象者が所有し、使用し、又は管理する車両（原動機がもっぱら人力である場合を除く。）若しくは動物による事故

カ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事による事故

キ その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

##### （2）傷害事故及び特定疾病

ア 傷害事故又は特定疾病的補償対象者の故意による事故

イ 戦争、テロを含む変乱、暴動、労働争議、政治的社会的騒じょうによる事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故

エ 傷害事故又は特定疾病的補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故

オ 傷害事故又は特定疾病的補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

カ 山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、外洋におけるヨット操縦、その他これらに類する危険な行為による事故

キ 傷害事故又は特定疾病的補償対象者が、法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物使用等正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故

ク 傷害事故又は特定疾病的補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術を含むその他の医療措置

ケ 原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ症」）又は腰痛

コ その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市主催事業実施中の事故については補償制度の対象としない。

(1) 特定の市民（施設への通所者・通園者等）に対して特定のサービスを提供する事業。ただし、施設での一般参加も可能なイベント等（家族や一般市民も参加する運動会等の行事）については対象とする。

(2) 学校等管理下における園児、児童、生徒を対象とした保育園・学校行事。（既加入の全国市長会「学校災害賠償補償保険」、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」で対応）ただし、これらの行事に対する地域住民の自由意志のもとに行う市民活動は対象とする。

(3) 屋外で実施される市主催事業において、当該事業に積極的に参加する明確な意思が確認できない通りすがりの見学者の傷害事故。ただし、市の賠償責任事故は対象とする。

(4) 施設の単なる利用者（学校開放施設の利用者等）

#### （賠償責任事故のてん補額及び限度額）

第7条 賠償責任事故のてん補限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用の合計額から1事故につき、次の各号とも、それぞれ5,000円を控除した額（市の過失による賠償責任事故については、免責額を

設定しない。) で、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 身体賠償 1人につき 1億円  
1事故につき 5億円
- (2) 財物賠償 1事故につき 500万円
- (3) 保管物賠償 1事故につき 500万円

2 前項に規定する損害賠償金及び保険会社が認めた費用とは、次に掲げる費用をいう。

- (1) 被害者に係る治療費、入院費、通院交通費、休業補償、葬儀料、慰謝料、死亡による逸失利益又は財物の修理代等の損害賠償費用
- (2) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停に係る費用
- (3) 損害の防止又は軽減のために有益な措置費用

#### (傷害事故の補償の額)

第8条 傷害事故における補償の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該事故の日から 180 日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、500万円を支払うものとする。
- (2) 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から 180 日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、500万円を限度とし、その後遺障害の程度により支払うものとし、その区分については保険契約約款の区分を用いるものとする。
- (3) 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の滅失をきたし、入院による治療を受けた場合には、当該事故の日から 180 日を限度として入院日数 1 日につき 3,000 円を支払い、その治療のため手術を受けた場合には、その内容により手術に関する補償金を併せて支払うものとし、その額の算定については保険契約約款の算定方法を用いるものとする。
- (4) 傷害事故の補償対象者が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の減少を生じ通院による治療を受けた場合には、当該事故の日から 180 日までの間において 90 日を限度として通院日数 1 日につき 2,000 円を支払うものとする。

#### (特定疾病の補償の額)

第9条 特定疾病における補償の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特定疾病の補償対象者が特定疾病を直接の原因として、特定疾病の発病した日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し 300 万円を支払うものとする。
- (2) 特定疾病的補償対象者が特定疾病を直接の原因として、特定疾病的発病した日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し 300 万円を限度とし、その後遺障害の程度により支払うものとし、その区分については保険契約約款の区分を用いるものとする。
- (3) 特定疾病的補償対象者が特定疾病を直接の原因として、生活機能又は業務能力の滅失をきたし入院による治療を受けた場合には、特定疾病的発病した日からその日を含めて 180 日を限度として入院日数 1 日につき 3,000 円を支払うものとする。
- (4) 特定疾病的補償対象者が特定疾病を直接の原因として、生活機能又は業務能力の減少を生じ通院による治療を受けた場合には、特定疾病的発病した日からその日を含めて 180 日までの間において 90 日を限度として通院日数 1 日につき 2,000 円を支払うものとする。

#### (事故の報告)

第10条 補償制度を適用しようとする者は、市民活動中又は市主催事業実施中に事故が発生したときは速やかに市へ連絡し、その後速やかに大和市新しい公共を支える市民活動補償制度事故報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

#### (事故の判定及び審査)

第11条 市長は、前条に規定する事故の報告を受けたときは、当該事故が補償制度を適用できる事故であるか判定し、補償制度を適用できる事故であると認めたときは速やかに保険会社に報告するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該事故が補償制度を適用できる事故であるかどうか審査する必要があると認めたときは、次条に規定する大和市市民活動補償制度事故審査委員会に諮ることができる。

(委員会)

第12条 市長は前条第2項に規定する審査を行うため、大和市市民活動補償制度事故審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条第2項に基づき当該事故が補償制度を適用できるかどうか審査を行う。

3 委員会の組織は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 政策部長
- (2) 総務部長
- (3) 市民経済部長
- (4) 健康福祉部長
- (5) 文化スポーツ部長
- (6) その他関係部長

4 委員会に委員長を置き、委員長には市民経済部長をもって充てる。

5 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

7 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

8 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 委員会は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

11 委員会は、審査の結果を市長へ答申する。

(補償金の請求及び支払い)

第13条 賠償責任事故にかかる補償金の請求は、賠償責任事故の補償対象者が損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、市の指定する補償金請求書にその他必要な書類を添付して保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故にかかる補償金の請求は、死亡補償にあっては死亡した傷害事故の補償対象者の法定相続人が、負傷に係る補償にあっては当該補償対象者が市の指定する補償金請求書にその他必要な書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求にあっては当該障害の症状が固定した後に行い、入院、手術又は通院に係る補償金の請求にあっては入院又は通院が終了した後に行うものとする。

3 特定疾病に係る補償金の請求は、死亡補償にあっては死亡した特定疾病的補償対象者の法定相続人が市の指定する補償金請求書にその他必要な書類を添付して市長に提出するものとし、後遺障害補償に係る補償金の請求にあっては当該障害の症状が固定した後に行い、入院又は通院に係る補償金の請求にあっては入院又は通院が終了した後に行うものとする。

4 市は第2項又は第3項による請求があった場合は、第3条に基づき補償金請求書その他必要な書類を添付して保険会社に提出し保険金請求を行う。

5 市が受け取るべき保険金について、市が保険会社に対し、補償対象者又はその法定相続人に直接支払うことを要請した場合、保険会社は補償対象者又はその法定相続人が指定する金融機関の口座に振り込み、これによって市の補償金支払義務及び補償対象者又はその法定相続人の補償金受領書提出義務は履行されたものとする。

(所管課)

第14条 この要領に定める事務は、市民活動主管課で処理する。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用するとともに、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 「大和市新しい公共を支える市民活動保険制度実施要綱（平成15年5月1日施行）」は廃止する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和市市民活動補償制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に起きた対象事故から適用し、同日前に起きた対象事故については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和市市民活動補償制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に起きた対象事故から適用し、同日前に起きた対象事故については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日において現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用できることができる。

附 則

1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和市市民活動補償制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に起きた対象事故から適用し、同日前に起きた対象事故については、なお従前の例による。

## 大和市新しい公共を支える市民活動補償制度事故報告書

年 月 日

大和市長 あて

報告者 氏名/名称

住所/所在地

電話番号 ( )

活動中に事故が発生しましたので次のとおり報告します。

活動の種別	<input type="checkbox"/> 市民活動 ( ) <input type="checkbox"/> 市主催事業 ( )					
事故の種別	<input type="checkbox"/> 賠償責任事故 <input type="checkbox"/> 傷害事故 <input type="checkbox"/> 特定疾病					
活動の概要						
	-----					
	-----					
事故発生日時	年 月 日 時 分 頃					
事故発生場所						
事故状況 (事故原因、受傷程度等)	-----					
	-----					
	-----					
	-----					
被害者	住 所					
	氏 名					
	電 話 携 帯	( ) ( )	生年 月日	年 月 日生 ( 歳)		
傷害の状況 ※傷害事故の場合	傷病名		受傷部位		受傷形態	
	治療の種別		<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 手術			
	病 院 名				電話	( )
損害の状況 ※賠償責任事故の場合						

※次の書類を添付してください。

- 当該市民活動/市主催事業の内容が分かる書類（活動計画書、活動プログラム、活動チラシ等）
- 当該市民団体の団体概要が分かる書類（団体規約や会則等）
- 当該市民活動/市主催事業における指導者、スタッフ等の名簿（参加者名簿や受付簿等）